

ぎふ農業会議だより

平成21年3月25日
岐阜県農業会議

<内容の詳細を含め、お問い合わせ等がある場合は、下記事務局へご連絡ください。
岐阜市藪田南 5-14-12、岐阜県シツタツク庁舎、 058-268-2527 (担当;三浦)>

2月常任会議員会議を開催

- 農地転用許可申請 271 件、約 150 千㎡について意見答申 -

農業会議は、2月27日、岐阜市内の県福祉・農業会館において、常任会議員会議を開催しました。

この会議では、県知事ほか4市町長等から諮問された「農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による農地転用許可」に対して意見答申を行いました。

県知事ほか4市町長等から諮問された農地転用許可申請の総件数及び総面積は、合計271件、150,809㎡(第4条関係が61件、26,217㎡、第5条関係が210件、124,592㎡)でした。

2月の許可権者別の申請件数並びに面積は、以下のとおりです(面積は、ラウンド計算のため、合計と内訳が一致しないことがあります)。

区分	4 条		5 条		合 計	
岐阜県	48 件	22,258 ㎡	181 件	102,290 ㎡	229 件	124,548 ㎡
岐阜市	2 件	230 ㎡	8 件	7,744 ㎡	10 件	7,974 ㎡
羽島市	0 件	0 ㎡	2 件	503 ㎡	2 件	503 ㎡
各務原市	1 件	330 ㎡	8 件	3,370 ㎡	9 件	3,700 ㎡
川辺町	1 件	310 ㎡	5 件	8,424 ㎡	6 件	8,734 ㎡
高山市	9 件	3,089 ㎡	6 件	2,261 ㎡	15 件	5,350 ㎡
県計	61 件	26,217 ㎡	210 件	124,592 ㎡	271 件	150,809 ㎡

県並びに4市町等から説明を受けた後の審議の結果、許可相当として県知事並びに4市町長等に答申をしました。

なお、1月における3,000㎡以上の大規模転用案件は1件(6,661㎡)、砂利

採取案件は 7 件(17,460 m²)でした。

県担い手育成総合支援協議会総会、県耕作放棄地対策協議会総会を開催

- 県担い手協議会は、農地の利用集積や不在村地主対策の活動を追加 -

担い手育成総合支援協議会と県耕作放棄地対策協議会（ともに、事務局は農業会議）は、3月4日、岐阜市内の農協会館において、それぞれ総会を開催しました。2協議会とも、構成員は県農政部をはじめとする7関係機関・団体で、同日に時間を区切って開催したものです。

総会では、それぞれの平成20年度補正予算、平成21年度の事業計画および収支予算を議題とし、全議案とも原案どおり決定されました。

特に、県担い手育成総合支援協議会の平成21年度における重点的な取り組み事項としては、担い手の育成・確保支援、農地の確保・利用支援、水田経営所得安定対策への加入促進、地域担い手育成総合支援協議会の設立支援、新規就農者の育成確保の5項目としました。

また、これまでの活動に加えて、担い手への面的な農地の利用集積に対する支援活動として基金を造成したうえで、集積面積に応じた交付金の交付や、耕作放棄地の不在村地主の解消に向けた活動を展開し、活動をさらに充実させることで承認されました。

県耕作放棄地対策協議会の平成21年度の活動については、地域協議会の体制整備や運営に対する指導・助言、耕作放棄地を再生・利用するための検討会の開催、耕作放棄地解消関連制度・施策の啓発、などを中心に展開することで承認されました。

地域担い手育成総合支援協議会事務局長会議を開催

- 次年度の担い手支援事業、地域協議会のあり方などについて説明 -

県担い手育成総合支援協議会（事務局；農業会議）は、3月5日、岐阜市内の農協会館において、地域担い手協議会の事務局長および担当者等を対象に、事務局長会議を開催し、関係者ら113名の出席の中、次年度へ向けた活動等を中心に会議を進めました。

会議は、平成21年度担い手支援事業、地域担い手協議会のあり方、水田経営所得安定対策の推進を主な議題として進めました。

特に、 の次年度の担い手支援事業では、予算確保された事業内容の説明と積極的な活用に向けた取り組みの働きかけ、 の地域協議会関連では、活動強化のための体制の充実と関連する規約等の改正の徹底、 の水田経営所得安定対策では、平成20年度の同対策への加入状況と今後の活動などについて説明し、各地域協議会における更なる活動の強化を依頼しました。

今後の主な会議・研修会等の予定

月 日	会議・研修会名等
5/28	全国農業委員会会長大会（東京・日比谷公会堂）

各種講座・会議などの詳細・問い合わせ等は、農業会議事務局もしくは県担い手育成総合支援協議会、県耕作放棄地対策協議会へお問い合わせください。

全国 の 動き から

WTO農業交渉の合意は夏以降に？

- ラミー事務局長、ファルコナー農業交渉議長が来日 -

WTO（世界貿易機関）の多角的貿易交渉（ドーハラウンド）に関して、ファルコナー農業交渉議長は、3月3日、石波農林水産大臣との意見交換において、「保護削減の基準（モダリティ）の確立については、7月末までにやれるかどうか、確証がない」と、困難であるとの認識を示しました。

この中で、石波農林水産大臣は、農業交渉の分野の交渉内容について、重要品目の十分な数や柔軟性の確保、上限関税の導入阻止、低関税輸入

枠の新設などについて、「多様な農業の共存」という理念に基づき、各国の対応が難しい問題に配慮した貿易ルールを確立するよう求めました。

一方で、ラミー事務局長は、「交渉の本格的な再開時期は、年の後半になる」ことを示唆し、米国のオバマ新政権の動向を注視する姿勢を強調しています。

しかしながら、日本への包囲網は徐々に狭まっており、日本が連携を深めてきた食料純輸入国（G10）の有力国であるスイスなどは、重要品目を6%確保できる規定を盛り込むなど、楽観視できない状況にあります。